

## 申立書類チェックリスト

申立書を提出する前に、必要書類がそろっているかどうか、□のチェックボックスを利用して御確認ください。

### 1 申立書類

- 後見・保佐・補助開始等申立書（申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点（チェック）を付しているか御確認ください。）
  - 申立事情説明書      ] 親族関係図に記載する親族、親族の意見書を提出していただく親族の範囲、推定相続人の説明等については、「成年後見等申立ての手引」の6頁をご参照ください。
  - 親族関係図
  - 親族の意見書
  - 後見人等候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）
  - 財産目録
  - 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
  - 収支予定表
- ※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙（例：後見・保佐・補助開始等申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

- 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
  - 同意行為目録【補助開始申立用】

※ 申立書の「申立ての趣旨」欄に、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点（チェック）を付した場合のみ提出してください。

### 2 添付書類

- ※ 同じ書類は本人1人につき1通で足ります。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。
- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- 本人の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）  
(成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本(登記事項証明書))
- 本人情報シート（コピー）
- 本人の診断書（作成後3か月以内のもの）
- 鑑定に関する連絡票
- 本人の健康状態に関する資料  
(介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し)
- 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）  
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)を御覧ください。  
なお、本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」ととの証明書を請求してください。
- 本人の財産に関する資料
  - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など

- ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
  - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
- ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- 本人の収支に関する資料
- ・収入に関する資料の写し：年金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代等の領収書など
  - ・支出に関する資料の写し：施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書など
- (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合)  
同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）
- 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）
- ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
  - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
  - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
  - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など

### 3 収入印紙及び連絡用の郵便切手

裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。

後見開始の申立てを行う場合			チェック
1	収入印紙（申立手数料）	800円分	
2	収入印紙（後見登記手数料）	2600円分	
3	連絡用の郵便切手 合計3350円 ※審理の進行によって、追加をお願いすることがあります。 ※山口県外へ申立てをされる場合は、申立先の家庭裁判所に電話等で確認してください。	500円切手 4枚 110円切手 10枚 100円切手 1枚 50円切手 1枚 10円切手 10枚	

保佐又は補助開始の申立てを行う場合			チェック
1	収入印紙（申立手数料） + 代理権付与の申立て + 同意権付与の申立て	800円分 800円分 800円分	
2	収入印紙（後見登記手数料）	2600円分	
3	連絡用の郵便切手 合計4690円 ※審理の進行によって、追加をお願いすることがあります。 ※山口県外へ申立てをされる場合は、申立先の家庭裁判所に電話等で確認してください。	500円切手 6枚 110円切手 12枚 100円切手 2枚 50円切手 1枚 10円切手 12枚	
保佐開始の申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。			